

令和3年度

神戸市密集市街地建物除却事業

地域限定

灘北西部

兵庫北部

長田南部

東垂水

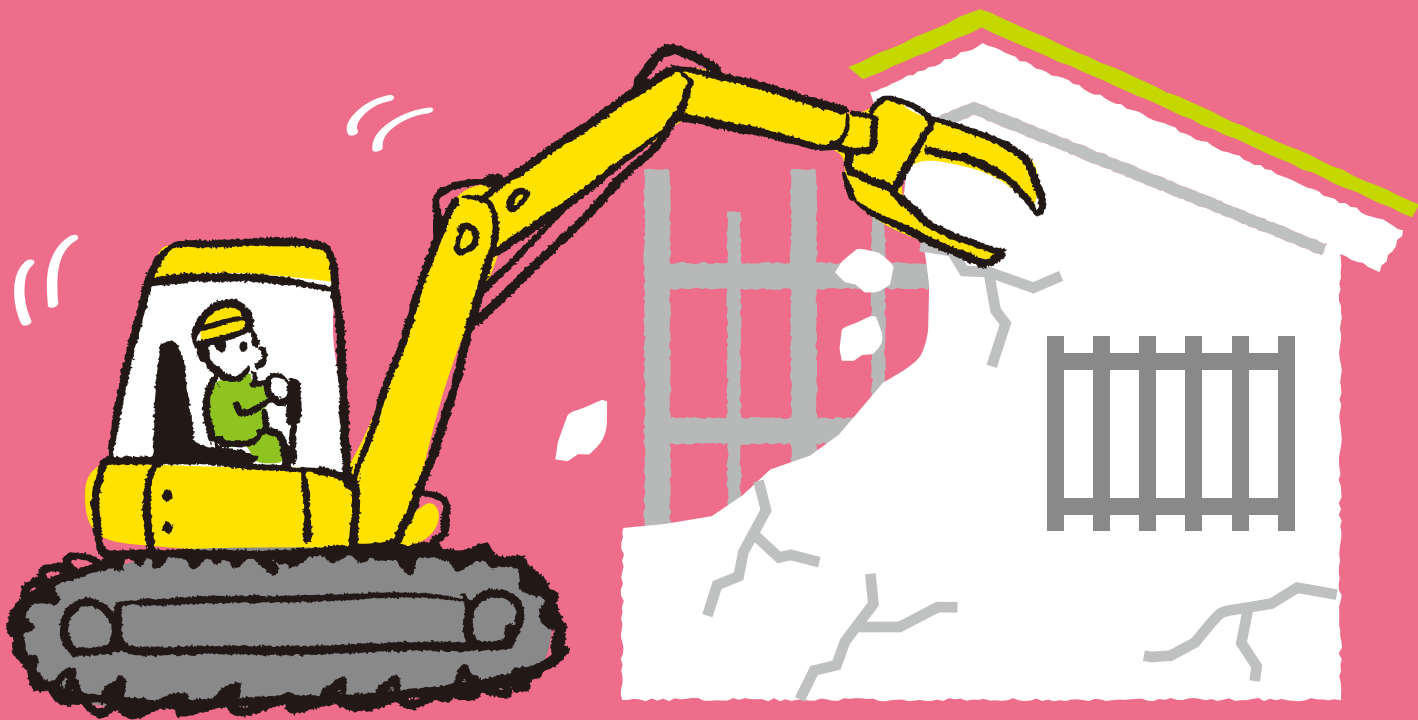
密集市街地で古い建物を解体するのに

戸建て
最大

128万円

の補助があります。

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、老朽化した建物の解体に対する補助を実施しています。



申請を希望される場合やご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。



神戸市すまいるの総合窓口

すまいるネット

TEL: 078-647-9933

FAX: 078-647-9912

受付時間: 10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

〒653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにづか5番館2階

すまいるネット神戸

検索

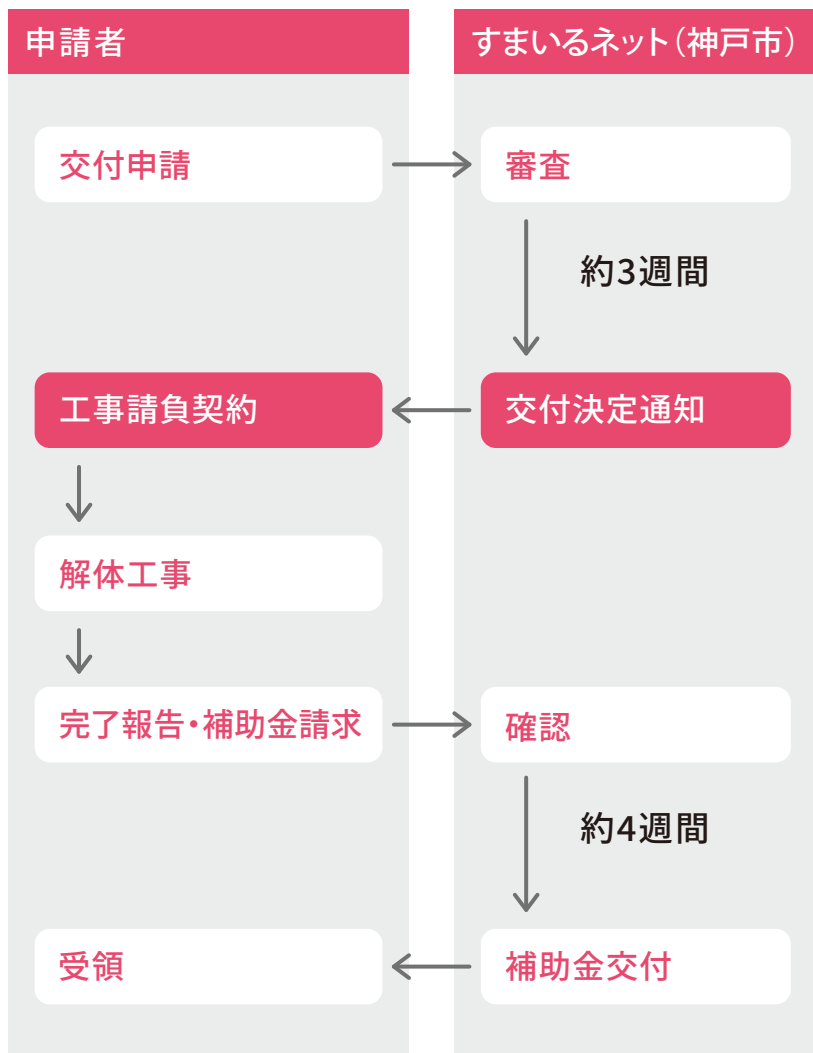
すまいるネット
ホームページ



神戸市密集市街地建物除却事業

対象者	対象建物の所有者 ※法人の申請も可能です。
補助額	解体費用の2/3 戸建形式:上限128万円 集合形式:上限256万円 ※その他神戸市が規定する上限あり
申請期間	令和3年4月1日(木)～令和3年12月28日(金) ※予算が無くなり次第終了します。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体予定の建物は、対象区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物であること。 ● 解体後に建築する場合は、準耐火建築物等以上の耐火性をもつ建築物とすること。また上記について、土地所有者から誓約が得られていること。 ● 解体後の完了実績報告を令和4年3月30日まで提出すること。など

申請の基本的な流れ



※工事請負契約は交付決定通知後に行うこと。
 ※書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。
 ※長屋の部分解体への補助については一定の条件等あります
 のでご相談ください。

対象区域

灘北西部地区

- 赤坂通1～5丁目 ● 天城通1～3丁目
- 上野通2～6丁目
- 国玉通1丁目の一部、2～4丁目
- 倉石通1丁目
- 五毛通2丁目
- 水道筋2丁目、3丁目の各一部
- 中原通1丁目
- 畑原通1～3丁目、5丁目
- 福住通1～3丁目 ● 薬師通2～3丁目

兵庫北部地区

- 石井町1～6丁目 ● 神田町
- 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
- 熊野町2～5丁目 ● 山王町1～2丁目
- 大同町1～5丁目 ● 千鳥町1～2丁目
- 都由乃町1～2丁目
- 氷室町1丁目の一部、2丁目
- 鶴越町
- 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
- 湊山町 ● 矢部町
- 雪御所町 ● 夢野町3～4丁目

長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目
- 久保町3～4丁目、7～10丁目
- 駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目
- 庄田町2～4丁目
- 二葉町2～4丁目、8～10丁目

東垂水地区

- 泉ヶ丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目
- 城が山4丁目の一部、5丁目
- 東垂水2丁目
- 山手2～6丁目、7丁目の一部